

教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループについて（案）

（令和 7 年 4 月 24 日）
（質向上・質保証システム部会決定）

1. 設置の目的

「我が国の『知の総和』向上の未来像～高等教育システムの再構築～」(令和 7 年 2 月 21 日中央教育審議会答申)を受けて、高等教育機関における教育研究の「質」の更なる高度化を図るために具体的な方策を検討する必要があることから、令和 7 年 4 月 23 日に中央教育審議会大学分科会に質向上・質保証システム部会（以下「部会」という。）が設置され、設置基準や設置認可審査、教学マネジメント、認証評価制度及び情報公表の在り方等を一体とした質向上・質保証システムについて検討することとされた。

特に、高等教育機関の評価の在り方については、平成 16 年から、学校教育法に基づいて、国公私全ての大学、短期大学、高等専門学校に対して、定期的に文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関が第三者評価を行う認証評価制度が設けられているとともに、大学の教育情報の活用・公表のために平成 27 年から「大学ポートレート」が開始されているなど、これまで教育研究を社会で評価できるように様々な取組が進められてきているところである。改めて現在の制度の趣旨・現状を分析するとともに、課題を整理した上で、今後の在り方を検討することが必要となる。

このため、中央教育審議会令第 6 条第 4 項及び中央教育審議会運営規則第 4 条第 5 項の規定に基づき、部会の下に「教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ」を設置する。

2. 主な検討事項

- (1) 第三者評価である認証評価制度の在り方について
- (2) 認証評価制度の在り方を踏まえた、内部質保証の在り方について
- (3) 高等教育機関の教育情報の取扱いについて
- (4) その他